

連絡が改革後悪化したと回答している。

3. 考察

- ① ソーシャルワーカーは相変わらず児童や家族の問題を扱うことを好む傾向があるが、これはワーカーを訓練する教師の教え方に影響された結果でもある。本来ワーカーの仕事は対象者のニードに対応しているべきであり、対象の如何にかかわらず同じ創意と信念を持って当るよう指導されるべきである。
- ② しかし、他方でワーカーの仕事のプライオリティを決める際の明確な基準が定められていないことにも問題がある。だからワーカーはその決定を管理者に求めるが、本来それは対象者を最も把握しやすいワーカー自身によってなされるべきである。それにしても、そのための基準を早急に明らかにすべきである。
- ③ ワーカーの中には政策実現化の過程に参加したいという声があるが、現段階ではワーカーの側にそのための技術、意思、能力を欠いているようだ。今後は対象者のニードに対応したデーターを集め、管理職との意思の疎通を図かる技術や能力、および政策を転換するための説得力ある議論を展開する能力などがワーカーの素質として必要だろう。
- ④ ワーカーは管理職に対して一方的にワーカーに与えられるさまざまな圧力を解消するように求めているが、ワーカーの側も、大規模化したソーシャルワーカー部門の管理職の機能を理解しようとすべきである。このような管理体制の中での機能の仕方は、大学院での訓練を受ける段階で精通するようにしておけば、現場に出てからそれほど悩まされることもないであろう。

June E Neill, R William Warburton and Brendan Mc Guinness
 Post Seebohm Social Services : (1) The Social Worker's
 Viewpoint, Social Work Today Vol.8, No.5
 November 2. 1976.

(本間みさ子 東京都老人総合研究所)

(その2) サービス利用者から見た実情

それでは次に、シーボーム改革以後の社会サービスの実情および変化を、やはり1972年および75年に実施されたサービス利用者に対する意見調査の結果を通して眺めてみよう。

1. 調査の概要

これらの調査は、サービス利用者に、利用したサービスについての当初の期待、利用後の満足感や意見を尋ねるとともに、社会サービスの機能およびソーシャルワーカーについての知識や理解を調べることを目的として行なわれた。調査対象者は、両調査とも、社会サービス部 (social services department) の利用者のうちこの調査に協力してくれた約300人であった。調査地域は、ソーシャルワーカーに対する調査と同様サウサンプトン、調査主体も同じく the Research Unit of the National Institute for Social Work であった。

調査対象者を、社会サービス部に来所するに到った理由によって分けると、両年とも最も多いのが老齢虚弱を含む身体障害 (72年46%, 75年45% — 以下の%は、いずれも両年 —)、次いで児童問題・家族問題 (28%, 22%) であった。児童問題が比較的少ないので、サービスの対象が16歳未満の児童だけでその保護者を含んでいない場合には調査対象からはずしたためであろう。これら2つの主要な来所理由に比べて、精神病・精神薄弱 (10%, 10%), 住宅困難・経済問題 (8%, 15%) は、比較的少数であった。ただし、この間のインフレ昂進と失業増大に影響されて、住宅困難・経済問題がふえたことは注目する必要がある。なお、以上の理由のほかに、里親および養父母による言わばサービス提供者としての利用が含まれている。

次にこれらの利用者を来所経路によって分けると、両年とも約 $\frac{2}{3}$ が他の機

関や第3者を経由して来所しており、直接本人が来所する場合は少ないことが示されている。

2. 調査結果の概要

大雑把に見る限りでは、72年と75年の間で利用者の期待、満足、苦情はほとんど変わらなかった。しかし詳細に見れば、いくつかの変化が認められる。ここでは、それらの変化を中心にして調査結果を簡単に紹介しよう。

(1) 利用者の期待と満足

まず第1にサービスを利用することに期待を抱くのが最も少いのは、両年とも老人と65歳以上の身体障害者であったが、1つの興味ある変化は、彼らのうち比較的最近になって社会サービス部に来所した人は、より特定化された期待をもっているということである。これは、多分に the Chronicalby Sick and Disabled Persons' Act ができて、そのもとで利用できるサービスが、次第に彼らに知られるようになった結果であろう。

次に、期待する援助の種類に関して注目される調査結果は、両年とも同様であるが、具体的援助（practical help）を期待したのが老人および65歳以上の身体障害者のグループと、住宅・経済問題をもった利用者のグループに多かったのに対して、ケースワーク・タイプの援助を期待したのは精神障害のため利用している人と、児童問題・家庭問題のため利用しているグループに多かったことである。

そしてこのことに関連して一層興味深いのは、利用者のサービス利用後の満足感で、両年とも具体的援助を期待する人が多かった老人および65歳以上の身体障害者の方に満足している人が多く、しかも75年になって一層多くなったことである。

(2) 苦情と改善の要望

両年とも、利用者全体の約 $\frac{2}{5}$ がサービスについて何らかの苦情があると答え、またサービス改善の要望を出す人の割合も、両年の間で大きな変化はなか

った（72年41%，75年47%）。しかし、苦情や要望の内容は、75年にはより具体的なものとなり、次のような重要な問題にも触れるようになった。例えば、fieldworkers の経験不足や未熟、サービス提供の継続性（continuity）の問題、シーボーム改革による専門分化の解消の問題などである。とくに、ソーシャルワーカーの知識や経験の不足、更には専門性の不足についての不安が、利用者の間に次第に浸透してきていることに注目しなければならない。ある利用者たちは、1人のワーカーがすべての種類の問題を扱うことは不可能であると感じている。こうした傾向は、シーボーム改革の1つの核心であったソーシャルワーカーの“general”な性格づけ——すなわち、1人のワーカーがどんな種類の問題も広く扱うこと——に対する疑問として重視する必要がある。同様のことは、利用者のソーシャルワーカーに対する次のような要望の中にも示されている。

すなわち、72年には $\frac{1}{3}$ 以上の利用者が、ソーシャルワーカーには“practical”な知識や技術が必要であることを強調し、 $\frac{1}{4}$ の利用者が、十分な基礎的教育の重要性を指摘したが、75年では、“practical”な知識や技術を強調する利用者は $\frac{1}{4}$ に減り、十分な基礎的教育の必要性を指摘する者も $\frac{1}{4}$ 以下に減少した。そしてその代わりに、専門家としての訓練と知識の必要性を強調する者が倍にふえたのである。

(4) サービス運営への参加について

シーボーム報告は、社会サービスの運営や組織化に地元住民が参加することの重要性を強調したが、調査結果によると、72年から75年にかけて利用者の参加希望は高まった。すなわち、社会サービスの運営および計画の過程で何らかの発言権をもつことを希望する利用者は、72年には28%であったが、75年には38%に増加したのである。参加を希望する主な理由は、サービスの計画や組織化に利用者の経験を生かすことが重要だという点に求められている。そして、参加に関してより注目されるのは、72年の頃の漠然とした参加のイメージから75年になると、連絡組織を通じての助言、講義やその他の会合を通じての情報の交換、更には調査を通じての利用者の意見の表明など、より現実的な参加の

形態が考えられるようになったことである。

以上、利用者側調査からとくに興味深い結果をいくつか拾って紹介したが、結論的には、①普遍的な支持サービス(a universal support service)の利用可能性を如何にして高めるか、②ソーシャルワークにどのような内容の専門性が必要とされるか、③ボランタリーな地元住民の参加と相互援助の体制を如何にして確立するかということが、社会サービス部の今後の主要な課題であり、これらについて、サービス利用者と更に積極的に対話していくことが必要だと言える。

Ann Glampon and E. Matilda Goldberg, Post Seebohm Social Services: (2) The Consumer's Viewpoint, Social Work Today
Vol.8, No.6. November 9. 1976.

(冷水 豊 東京都老人総合研究所)

社会的負担の国際比較

(O E C D)

租税や保険料の負担率は、国によって大きく異なる。O E C D の最近資料から主要国の租税や保険料の負担状況を比較してみよう。

表1はG D P (国内総生産)またはG N P (国民総生産)に対する租税と保険料の割合を示したものである。これによると、社会保障、住宅、教育など社会サービスを主として国の財政で行っているスウェーデンとイギリスにおいては租税の割合が高く、保険料の割合が相対的に低い。社会保険の財源を大部分労使の保険料でまかなっているフランス、西ドイツおよびイタリアにおいては保険料の割合が相対的に高い。全国民を対象とする医療保険がいまだ設けられていないアメリカの保険料負担率は相対的に低い。また、日本はこれらの国の中では租税も保険料も低い。これらの各国の社会的負担率の差は、社会サー

ビスの水準やその費用の負担方式のちがいに負うところが大きい。ただ共通していることは、いずれの国においても保険料の割合は年々上昇しているということである。租税についてはその割合は必ずしも上昇しているわけではなく、フランス、イギリス、アメリカおよびイタリアにおいてはやや低下している。このため社会的負担率が明らかに上昇している国は、日本、西ドイツおよびスウェーデンで、他の国はやや低下している。

つぎに個人所得に占める税負担、社会保険料負担および個人貯蓄の割合をみ

表1 主要国の社会的負担率

国	年	租 税	保険料	計
日 本	1969	15.8	3.7	19.5
	1972	17.0	4.1	21.1
	1973	17.2	3.9	21.1
フ ラ ン ス	1969	23.5	13.1	36.6
	1972	22.2	13.4	35.6
	1973	22.2	13.6	35.8
西 ド イ ツ	1969	24.7	10.4	35.1
	1972	23.9	11.7	35.6
	1973	25.3	12.4	37.7
イ ギ リ ス	1969	32.2	4.9	37.1
	1972	29.2	5.4	34.6
	1973	27.4	5.6	33.0
ア メ リ カ	1969	23.8	5.2	29.1
	1972	22.3	5.8	28.1
ス ウ ェ ー デ ン	1969	32.8	7.9	40.7
	1972	35.0	9.0	43.9
イ タ リ ア	1969	19.4	10.9	30.3
	1972	18.7	12.2	30.9
	1973	17.9	12.2	30.0

(注) フランス、西ドイツ、イギリス、イタリアはG D Pに対する割合、日本、アメリカ、スウェーデンはG N Pに対する割合。

(資料) OECD, Revenue Statistics of OECD Member Countries 1975.